



写真145 安永8年 殿村検地人別名寄帳（多田辰夫文書）

殿村の資料はよく揃っている方である。中期から後期にかけて両極分解の特徴をはっきり示し、零細階層の著しい増加と、地主的土

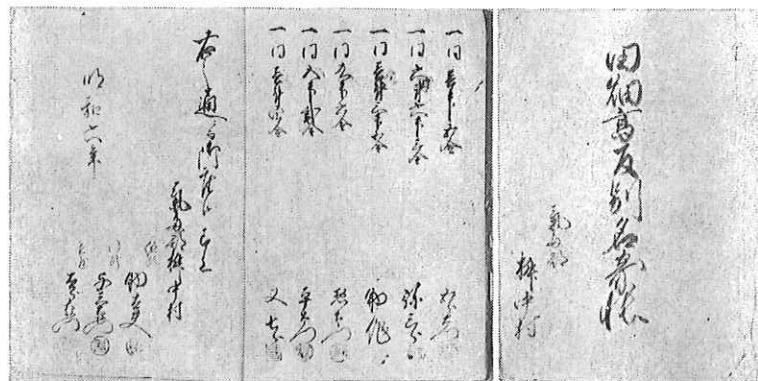


写真146 明和6年 椒村田畠高反別名寄帳（竹野町 富森一雄文書）

地集積の進行が認められる。

⑤ 椒 (中村)	三百石以上	二〇石以上	二〇石以上	五石以上	五石未満	合 計
慶安四〇	二八・五	二〇・吉留	三・七	八・八	一〇〇%	
一六五〇	一	一〇二	二七	一五五	二〇人	
一 明和 六 九 六	一 宝曆 二 二	一 享保 三 七	一 慶安 四	二 八 ・ 五	二 〇 ・ 吉 留	
○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	
○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	
○○○○	○○○○	三 五 ・ 吉 留	六 二	二 七	一〇二	
五 三 ・ 吉 留	五 三 ・ 吉 留	一 〇 三	九 六 ・ 吉 留	三 七	一五五	
四 七 ・ 吉 留	四 七 ・ 吉 留	九 〇 二 六	四 五 ・ 吉 留	九 一 三 二	一一二	
一 〇〇 ・ 吉 留	一 〇〇 ・ 吉 留	二 九 人	一 〇〇 ・ 吉 留	三 四 人	二〇人	
一 〇〇 ・ 吉 留						

椒村の資料は近世後期の分を欠き惜しまれるが、初期においてす

すでに上層農民と下層農民の分化が存在しており、中期にかけて上層農民の没落、零細化の傾向が顕著である。しかし、石高合計がくいちがつており、疑問が残る資料である。

幕末期に記録された差上書（富森一雄文書）によると、庄屋の太郎右衛門の家は、椒村がはじまつて以来相続している。村方百姓の中では、元和以前より相続している家は、五郎兵衛、助太夫、与三右衛門の三軒である。この四軒を吟味すれば次の如くであるという。

庄屋役太郎右衛門は、天正の頃は彦四郎（高六石六斗五升位所持）、元和年中より五郎太夫、寛文の頃より谷右衛門、享保年中より太郎右衛門という。（現在富森一雄家）

五郎兵衛は、天正の頃は次郎三郎（高七石一斗所持）、慶長の頃より彦兵衛、慶安の頃より五郎兵衛、正徳の頃より五郎助、安永の頃より再び五郎兵衛という。（現在新免寅之助家）

助太夫は、天正時分より助太夫（高七石九斗所持）、以後ずっと助太夫という。（神矢助三郎家、昭和初年離村）

与三右衛門は、天正時分は三郎太夫（高六石七斗所持）、慶安の頃より与三右衛門という。（現在田中利一家）

⑥芝村

寛文八 一六八〇	三〇反以上	二〇反以上	一〇反以上	三反以上	三反未満	合
九二・〇一六 六七	三〇石以上	二〇石以上	一〇石以上	五石以上	五石未満	合
三四・〇〇九 二五	一〇・六〇一〇 六一〇	二四・八一〇 五一	一〇・六〇一〇 六一〇	九八・〇八四五 六〇	天明一 一七八一	三〇反以上
一九六 一九六	一九六 一九六	一九六 一九六	一九六 一九六	一九六 一九六	一九六 一九六	一九六 一九六
三一人 一〇〇% 一〇〇%	三五人 一〇〇% 一〇〇%	一六四・八二九〇石 一〇〇%	一六四・八二九〇石 一〇〇%	一六四・八二九〇石 一〇〇%	一六四・八二九〇石 一〇〇%	計

①庄境村

寛文一二 一六七二	三〇反以上	二〇反以上	一〇反以上	三反以上	三反未満	合
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
三六・三二〇 三九	一六三	一六三	一六三	一六三	一六三	一六三
四二・九二六 四七	四二八	四二八	四二八	四二八	四二八	四二八
一三・二二〇 一四	四二八	四二八	四二八	四二八	四二八	四二八
九二・六〇六反 一〇〇%	一九人 一〇〇%	一九人 一〇〇%	一九人 一〇〇%	一九人 一〇〇%	一九人 一〇〇%	一九人 一〇〇%
	計	計	計	計	計	計

芝村の資料は、近世初期における中堅本百姓層の中期にかけての両極分解、著しい地主的土地区積の進行と、零細農民の増加の特徴を顕著に示している。

天保 一八三二 二	文化 一八一七 四	元禄 一六九一 四	三〇反以上	二〇反以上	一〇反以上	三反以上	三反未満	合	計
○○○○	四六・ 三九四三一	○○○○							
○○○○	○○○○	○○○○							
六八・ 六三五七五	四四・ 三七六〇一 一四	三九・ 三五九二四 一四三							
二一・ 一九一〇三 四	九・ 七九〇三一	六一・ 五三二〇〇 四五一〇							
一九・ 一八一〇七 二	二〇・ 一七六〇二 七四三四	一三・ 一二四一四 四一九							
一〇八・ 一〇〇% 一〇〇% 二六反	一二〇・ 一〇〇% 六二六反	一一四・ 一〇〇% 六〇八反	二二人 一〇〇% 八反	二〇人 一〇〇%	四〇人 一〇〇%	二二人 一〇〇% 八反	二〇人 一〇〇%	二七人 一〇〇% 八反	二七人 一〇〇% 八反

栗山村の資料は、後期における寄生地主制の進行、および停滞、低落、細分化の傾向を示す。

⑨頃垣村

頃垣村の資料は、中期から後期にかけて階層構成に大きな変動がなかつたことを示す。上層農民の土地集積もそれほど顕著ではない。

⑩ 石井村

文政二三 一八二九	三〇石以上	
一三三・七五〇 二九三三	二〇石以上	
六八・八〇一 一五三三	一〇石以上	
四七・一九二 一〇三三	五石以上	
一〇九・三一八 一四一四	五石未滿	
一〇〇・八三〇 二三七五六六	合	
四五九・八九七 一〇〇%	計	

明治 一八七〇	一八六一	万延 一八六〇	万延 一八六〇
一二三・八〇二 二七	九九・六三七 三四	一一二・八五八 二六	一一二・八五八 二二
五一・九二五 一二二五	一三・二四四 六	五一・一〇五 一二	五一・一〇五 一二
一一八・五六七 二六七	一一三・一四〇 七八	一〇九・七三一 二五	一〇九・七三一 二七
七〇・四四六〇 一六〇	八〇・五三八〇 二三〇	七八・〇八〇 一一	七八・〇八〇 一一
八九・五五 二〇一	九〇・四〇一 七九	八一・三七八 一九	八一・三七八 七三
四五四・一〇〇 一〇〇%	四〇六・九六〇 一〇〇%	四三四・一〇〇 九九人	四三四・一〇〇 九五人
一〇〇% 九九人	一〇〇% 九九石	一〇〇% 九九人	一〇〇% 九五石

石井村は、近世後期において、両極分解が進行していたことを示す。地主的土地区積が行われていると共に、零細階層の比重も大きい。

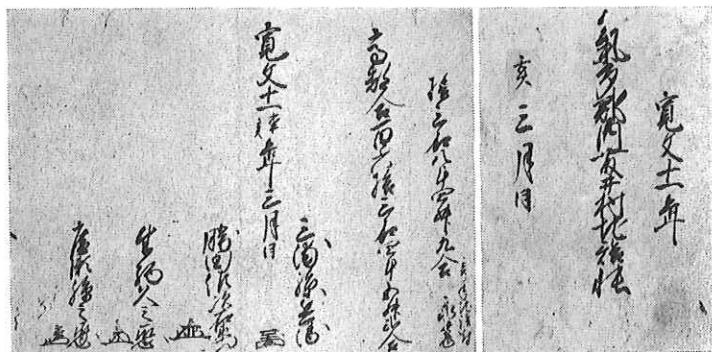


写真147 寛文11年、藤井村地詰帳（赤松隆文書）

			(12) 河江村
宝永 一七一〇	七	三反以上	
五八	三·三一五二	三反以上	
○○○○		二〇反以上	
一八	三·九一五二	二〇反以上	
一七	二·三三一四	三反以上	
七	六〇九三五	三反未滿	
一〇〇%	三三·四〇反	合計	一三人 一〇〇%

以上の階層が没落し
零級階層の地位がめぐれ

明治 一八六八	一	一六七 一六一	寬文 一一一	三〇反以上
一六一 一三〇	二一	○○○○	元 一二一	二〇反以上
○○○○		一九五 一〇四	一	一〇反以上
一八 一七三	四二	一九五 一〇四	一	三反以上
三三 九九	一六八	三一九 一〇三	五五	三反未滿
二四	七八 一三〇	一七·二四 一五八	一五	合計
一〇〇%	一〇〇% 吾西反	一〇〇% 吾西反	二六人	

藤井村の資料は、両極分解の傾向を示している。初期における一町

⑪ 藤井村

河江村の資料は、江戸中期における両極分解の進行を示している。

しかし耕地と人數共に、その合計数字が著しい増加を示しているので資料的に若干の疑問が残る。

⑬府市場村

	三〇石以上	二〇石以上	一〇石以上	五石以上	五石未満	合	計
寛文 一 一六六一	一〇五	二	八	一〇	二二	四七人	一〇〇%
二五七・四三 四八	四九	四	一七	二二	四七	五三七・八〇八石	一〇〇%
七二・五五九 二三	一一六・七三	一一六	一七	一〇〇%			

寽保 一 一七四三	三	一	一五	一	一	一〇〇%
元・享 二七	三	一	一四三	一	一	一〇〇%
一六	三	一	一四二	一	一	一〇〇%
六	三	一	一七〇三	一	一	一〇〇%
四二	四三	一五	一七〇三	一七	一	一〇〇%
四三	一五	一	一七〇三	一七	一	一〇〇%
一七〇三	一七	一	一七〇三	一七	一	一〇〇%
一七〇三	一七	一	一七〇三	一七	一	一〇〇%
一七〇三	一七	一	一七〇三	一七	一	一〇〇%

府市場村のこの寛文年間の例は、十石以上の本百姓層の層が非常に厚く、特に三十石以上の大高持層が五名いてこれが村内農地の半分に当る二百五十七石を支配していて、土地集積が進行しており、江戸時代初期において経済的先進地帯であったことを示している。これは極めて注目すべき特徴である。

(14) 稲葉村

	三〇石以上	二〇石以上	一〇石以上	五石以上	五石未満	合	計
文化一〇 一八一三	三四・一七八五 四二	○○○○	一〇・一八七 一二	五・五二一七五 三二・四八〇二五 七	九〇 二七 三九	八二・三六七五石 一〇〇%	三〇人 一〇〇%
文久一 一八六一	三〇反以上	二〇反以上	一〇反以上	五反以上	五反未満	合	計
八五・一〇八三 二四	六九・八二六五 一九	三四・七二一〇六・九一三七 一〇	二二 一九	六〇・〇二六五 七二 一七	九三人 一〇〇%		

稻葉村の資料は、両極分解の傾向を示している。零細階層の比重が非常に大きい。

(15) 知見村

	三〇反以上	二〇反以上	一〇反以上	五反以上	五反未満	合	計
文久一 一八六一	三〇反以上	二〇反以上	一〇反以上	五反以上	五反未満	合	計
八五・一〇八三 二四	六九・八二六五 一九	三四・七二一〇六・九一三七 一〇	二二 一九	六〇・〇二六五 七二 一七	九三人 一〇〇%		

知見村は、幕末において、両極分解の状態にある。中堅層も厚さがみられるが、零細層の増加が著しい。

ここで近世における当地方の農民の階層構成の変動について、以上十五カ村の資料を分析して得られる結論を簡単に要約しておこう。

第一に、全般的な傾向をみるならば、江戸初期から江戸中期にかけて、所持石高五石未満、所持反別三反

未満の零細農民階層は、著しい増加の数字を示している。この階層の人口が増加すると共に、この階層の所持する耕作農地の面積は零細化の一途を辿っており、農民層の分解の傾向がそこには明瞭にあらわれている。そして、この傾向は、江戸中期から江戸末期にかけて引き続き進行し、零細農民の数がいよいよ増加し、その比重がいよいよ増大することが氣多郡全体にわたって認められる。

第二に、上層の高持農民層については、村により、いくつかの歴史的発展のタイプが分かれているようと思われる。

代表的なタイプは、江戸中期から後期にかけて寄生地主制が成立し、地主的土地区画集中が大きく進行する村である。これは典型的な農民層の両極分解を示す村であつて、これが大勢を占めているといえる。このような地主的土地区画を行つて大高持上層農民に成長するのは、近世初期から大高持の農民として出発したものが持続して成長をとげるものと、近世初期はまだ有力豪農と認められないものがやがて成り上つてゆくものとに大きくわけることができると思われる。

近世初期の当地方の村落を構成した本百姓層の系譜はこれをいかに理解すべきであろうか。

中世の農奴主的な大高持の土豪層は近世初期の当地方に村役人層として存在したし、これに隸属する譜代下人層も存在したとみられるが、ごく一部を除き、その多くは一旦解体し、没落してゆく。そして近世中期以降の地主小作制度の展開が、小作料収入を基礎におく土地集積の新たな近世的な形態をとつて現われるといえよう。

しかし、当地方の村々におけるそれらの発展のすがたは、不均等であり、多様性を帶びていて、決して十

分な説明をすることはできない。これがより鮮明で、より総合的な解説は、尚後考にまちたいと思う。

新田開発の奨励

近世初頭においては、但馬地方においても大いに新田開発が奨励されている。

江原村の開発のことは第九章第三節や第十三章第一節でのべている。浅倉村の開発の例も第九章第三節でふれた。伊佐村（八鹿町）の新田開発が寛文延宝期に行われたことは有名であり、特に八鹿町史にくわしい。この伊佐新田開発には手辺村の龍野屋宗輔（太郎兵衛）も出願して参加したといわれている。土田小出家の祖、小出左近英直は、延宝元年（一六七三）に分家独立の際、出石、氣多、美含、養父の四郡のうちにおいて、新懇の田、千五百石を分ち賜わったのであった。その頃の時期において、各地で新田開発が行われ、それが地主の発生に関連をもつたことは疑をいれない。しかし、江戸時代中期以降の当地方の新田開発は下火となり殆んどみられなくなるのが特徴である。

ここでは延宝八年（一六八〇）の八代村の長兵衛に対する新田開発免状があるので全文をのせておく。

これは、峠の谷と荒地を残らず長兵衛に与えるということで、開発後は永代の所持を認め、石盛は六斗、年貢率は三割、水害旱害の時は年貢免除、諸役屋敷年貢は免除、野山は入会山とし、開発後三年間は「御免給」という条件で新田開発を許可したものである。新田開発は、領主の政策として貢租の増大策の重要な一環をなすものとして奨励されたのであった。

〔延宝八年（一七八〇）新田開発免状 八代村〕

「永代御定被」下申候新田之事

一、峠之谷、荒地ハ少も不レ残被レ下、御受申候御事。

一、開候而、三ヶ年御免給ニ被レ成被レ下候事。

一、盛六斗代、被レ成被レ下候事。

一、御免三ツ、水旱之節ハ破免被レ成被レ下候事。

一、諸役御免被レ成被レ下候御事。

一、野山、村並入相ニ被レ成被レ下候事。

一、屋敷御免給ニ被レ成被レ下候御事。

右之趣、少茂相違無ニ御座ニ候。御定永代我等子々孫々ニ至迄、被レ為ニ仰付ニ、難ニ有仕合ニ奉レ存候。以上。

延宝八年（一六八〇）申二月廿二日

八代村 長兵衛

村上弥五左衛門様

表書之通、無ニ相違ニ、其方江申付者也

村上弥五左衛門 印

長兵衛 江

〔猪爪、吉谷勉文書、明治三年旧記之写〕

年季質地による土地集積

江戸時代の百姓は、建前としてはその所持する土地を自由に処分することができなかった。徳川幕府は御觸書を発して、寛永年間より田畠永代売買禁止の制度を実施し、飢饉により土地を手ばなす者が多くなるのを防ごうとした。この罰則によれば、売主は牢舎、追放、買主も過怠牢、土地没収にあう定めであるが、このような禁止にもかかわらず、田畠の売買は公然と売買証文を作り、証人をたて、村役人が奥書したりして行われるようになつてゆくし、また、脱法行為として年期（年季）質流しの形態をとつたりして「身上のよい百姓は田地を買いとり、いよいよ身上よろしく」なつてゆくのであった。

宝永三年（一七〇六）の村明細帳の中に、年季質地についての項目があるので、次にそれをまとめて紹介しておく。元禄宝永期において、当地方では既に年季質流れによる地主的土地集積が広汎に進行していたことが明らかに認められる。

浅倉村……質入の期限は、十年切^{きり}（限）、五年切、三年切などあり。田畠一反当の貸銀は、上田百四十五匁、中田百二三十匁、下田八九十匁、上畠六七十匁、中畠四五十匁。下畠は質にとらない。

松岡村……当村の年季質地は、田畠一反切にすることはない。これまでには、抱高残^{かかだか}らす（全部）、又は抱の三分の一、抱高の半分、などと書き入れて証文を作る。質銀は、およそ十石につき四、五百匁。期限は、相対の相互折衝の契約により、五年切、三年切とする。期限が過ぎて質流れに流す場合は、更にその際に滞納年貢、不足作食米、懸り物などすべて納めるため、質地地主に更に大分負担がかかる。

頃垣村……質地の義は、高十石につき、銀五百目借りる。相対の契約のため、銀の額や年季の期限には高

下や長短がある。その上、段々借銀は重なり、質流れとなるから、最終的にいよいよ流れる時期になると、地主には大分支出がかかる。

柄本村……年季質地の義は、上・中・下・下々田大体平均にして、高十石につき銀五百匁宛程借りて、書き入れる。しかし、相対の契約であつて、年限の長短や、銀子の高の高下がある。

椒村……年季質地は、相対の契約で、期限に長短があつて貸す。上、中、下、下々田のいずれも、五十束刈（一反相当）に銀八十匁ずつ借りる。これも相対で、金額に高下がある。

海老原村……質地は一定しておらず、相対で長短高下がある。

田畠の質入価格は、右の例でも明らかなように、決して一定してはいなかつた。それは時期により相場が変動し、ケースバイケースで貸主借主の条件や事情により話合（相対）できました。宝暦明和期以降の次のような資料もあるが、これによると村によって非常な土地の価格の格差がある感じがするし、時代により著しい相場の変動も見受けられる。

伊福村……田畠質入値段は、一反につき十五匁より四十匁まで。（明和九年、一七七二、指出明細帳）（文政十三年、一八三〇、差出明細帳）

伊府村……田畠質地は上田一反に付銀九十匁より百匁位、中田一反に付銀六十匁より七十四五匁位、下田一反に付銀六十匁より七十匁位である。但し場所により、悪い場所は質地に取りてがない。畠方は、田地と共に添えてでなければ取りてはない。（宝暦三年、一七五三、指出明細帳）

この伊府村の地価は、次の時期には更に下っている。

田畠質地、上田一反に付銀四十匁位、中田一反に付銀二十匁位、下田一反に付銀十四匁位。畠はすべて質に取る者はない。(天明九年、一七八九、指出明細帳)。(天保九年、一八三八、指出明細帳)

これに対し、次の柄本村の資料は、非常に地価の高騰を示している。さきの柄本村の宝永三年の数字と比較すれば十倍である。疑問がわく数字であるが、天保九年と弘化三年と二つの資料があり二つとも同じ数字で出てくるので、一応そのまま紹介しておく。

柄本村……年季質地の義、上、中、下、下々田平均、高一石に正銀五百匁づつ程に書き入れる。相対で年季の長短がある。(天保九年、一八三八、差出帳)。弘化二年(一八四五)の柄本村、明細帳にも、「上中下田平均高一石に銀五百匁位宛」とある。

これらの年季質地制度が広汎に存在したことは、近世における地主的土地区積の進行をもたらす大きな要素であった。

また、百姓の土地処分の制限として、分地(相続財産分割)の制限や、田畠勝手作りの禁止も行われたとされている。

さきに紹介した元禄期の御法度五人組帳の中にも、「田畠永代売の儀は堅く御停止」であり、「田畠質に入れ仕るまじき事」が定められ、「田畠を質物に入れ候儀これあらば、其の方、庄屋へ相ことわり、同道にて手代ども方まで申し訴え、差図を得べき事」とある。「小高持の百姓は勿論、大高持の百姓たりと雖、田地みだりに分譲すべからず。惣領一人にこれを譲るべし。もし分け候おもいの叶わざる子細しきこれあらば、下知をうくべき事」という条項もあるし、「本田畠にたばこ作り候儀、御停止なり。助成罷り成る雜穀は随分作

るべき事」という作附制限規定もあった。

しかし、農民の所持する農地はいよいよ零細に分割されてゆく一方、いよいよ土地集積は進行してゆくのであつた。それは歴史の必然の流れを示していた。

田畠永代売買証文の例

ここに田地の売買例として、天明五年（一七八五）の藤井村の百姓太右衛門から出石新町の惣兵衛に対する田地売買証文の全文をかかげておく。惣兵衛は代銀二貫匁を支払うことによって土地を買取り地主となり、一方太右衛門は右代銀を受領し、その中から貢租を上納して滞納年貢を清算した。この証文には本人のほか親類や村役人も連判しており、役人替り、子孫類中など、一切の将来の異議なきを保証して買主に差入れている。

〔田地永代売買証文、天明五年（一七八五）藤井村太右衛門〕

「末々迄相渡申我等抱田地荒地崎竹木迄之事

一、井戸口上田三畝拾武歩

高四斗四升武合

散田米 六斗五升

一、中田壱反六畝六歩

高壱石九斗四升四合

散田米 三石六斗

一、ちゃんじゅの下下田武畝拾八歩

高 武斗八升六合

散田米 五斗五升

一、下田式畠拾八歩 高 式斗八升六合
同断

散田米 高 式斗八升六合

高 式石九斗五升八合
 散田米 五石三斗

此代銀 式貫目也

右者年々御年貢又者當御年貢ニ指詰り、我等抱田地高式石九斗五升八合之所、前書之通荒地崎竹木迄、反
 歓高石相渡、代銀式貫目隨ニ請取、則御公儀様江上納仕候處、實正明白也。然ル上ハ村並之御年貢御上納
 被成、諸役懸り物等御勤、御支配可レ被成候。尤此田地ニ付御未進等借銀借米無ニ御座候。然ル上ハ末々
 迄其方御抱高被成、永御支配可レ被成候。此上ハ縱御役人替り其外、如何様之義致出来候共、我等義ハ
 不レ及レ申、子孫類中ニ至迄、一言之妨申者無ニ御座候。為後々年、庄屋年寄御印形申請、相渡申候上ハ、
 少しも相違無ニ御座候。為後日、仍而末々迄田地相渡証文、如レ件。

天明五（一七八五）巳年十二月廿六日

氣多郡藤井村

本人 太右衛門

類判 彦右衛門

加判 孫 六

年寄 兵左衛門

出石新町 惣兵衛殿
庄屋 市郎左衛門

〔藤井、赤松隆文書〕

高率米納小作料の実態
元禄宝永期において、氣多郡内における地主小作制度の存在を示すてがかりとして、村明細帳の記事を拾つて調べてみよう。

松岡村……他村より当村へ出作あり。合計高は七十七石余。豊岡領上石村より二人、出石領土居村より一人。

田畠下作（小作料）は、一反につき、上田は一石三斗、中田は一石二斗、下田は一石一斗、上々畠は一石、上畠は九斗、中畠は八斗、下畠は七斗、下々畠は四斗。右の下作（小作）は不作の節は収穫量が小作料よりも大分不足となる。（宝永三年、一七〇六、差出帳）

海老原村……他村より当村へ出作の者二人。妙見山の吉兵衛、半右衛門。（宝永三年、一七〇六、指出出帳）
浅倉村……田畠小作入上げ。一反につき、上田は一石或は一石一斗、中田は九斗、下田は六斗七升。畠方にあつては見はからいで、一定していない。（元禄九年、一六九六、高反別并諸色差出帳）

田畠小作入上げ。一反につき、上田は一石四斗、中田は一石二斗、下田は一石、上畠は八斗、中畠は五斗、下畠は三斗、下々畠は二斗。（宝永三年、一七〇六、指出出帳）

この浅倉村の例によれば、右の十年間にも小作料は増額され、小作地が増加する傾向がはつきり認められ

る。小作料率は非常に高い。

比垣村（頃垣村）……小作入上げ（小作料）。田上所は五十束代(一反に相当)につき米一石、田下所は米七斗、畠上所は大豆四斗、畠下所は大豆二斗五升の割合である。

柄本村……田畠小作入上げ。上田は五十束代一反につき一石、中畠は一反程に大豆三斗。（宝永三年、一七〇七年、指出明細帳）

○六、差出帳）

椒村……田畠小作入上は不仕候。（宝永三年、一七〇六年、差出帳）

椒村においては小作地がない。しかし、年季質地はあつた（前掲）。また、小作料の率も村により高低があるし、畠の小作料が米のところと大豆のところがある。ここにも地域差が著しい。

更に時代差が加わり、宝暦明和期以降の状況を示す次のような資料もでてくる。

伊府村……他村より入作高百五十八石一斗一升六合。その百姓数十八人。これに対し、他村へ出作高はない。田畠小作入上げ（小作料）は、一反につき、上田は一石三四斗位、中田は一石一二斗位、下田は七八斗から九斗まで、上々畠は四斗位、上畠は三斗五升位、中畠は三斗位、下畠は二斗一二升位、下々畠は一斗七八升より二斗まで、麻畠は一石一斗位、屋敷は一石二斗位。（宝暦三年、一七五三年、指出明細帳）。

尚、天明九年（一七八九）、天保九年（一八三八）の兩年度の指出明細帳にも田畠小作入上げの数字がみられるが、殆んど同じで大差はない。小作料率は非常に高い。

伊福村……田畠小作入上げ。田方宛米一反につき六斗、七斗、一石三斗まで。畠方宛米一反につき二斗より

五六斗まで。（明和九年、一七七二、指出明細帳）

他村より入作高、四十六石八斗五升一合五勺、百姓五人。他村へ出作高、四百二十石、百姓七人。（安永八年、一七七九、指出明細帳）

他所より入作高、二十七石二斗八升三合、百姓二人。他村へ出作高、三百二十九石七斗五升七合、百姓九人。（文政十三年、一八三〇、差出明細帳）

知見村……田畠小作入上げ。一反につき、上々田は一石二斗より一石五斗まで、上田は一石二斗より一石五斗まで、中田は九斗より一石二斗まで、下田は八斗より一石一斗まで、上畠は八斗位、中畠は六斗位、下畠は四斗五升位、下々畠は二斗五升位。（安永四年、一七七五、指出明細帳）

小作料は増額の傾向があり、非常に高率である。他村より入作高、他村への出作高も激しく変動しており、小作地の移動、売買が広汎かつ頻繁に行われている。時代が下るほど、他村へまたがつての土地集積、土地移動が大規模に行われているといつてよからうか。

寄生地主制の成立

ここにわれわれの入手した資料のなかで、芝村の酒屋五郎治（谷岡弥三治の旧本家）の土地集積状況の集積経過を知ることが出来る貴重な数字がある。

これによると、芝村の五郎治は享保二年（一七一七）において、既に自己の居村の芝村を中心とし、更に村外の土地も集積し、十四カ村にまたがつて石高合計百六十七石に及ぶ田畠を所持する地主として成長していることが明らかである。明和四年（一七六七）の石高合計は十一カ村で百六十八石、享和元年（一八〇一）

表24 芝村谷岡五郎治所持石高変遷表

〔芝、谷岡脩文書、田畠高名寄帳より集計〕

は十二カ村で二百十二石に達している。この享和元年の資料によれば、散田米の高も知ることができる。これは地主が取立てる小作料の高であつて、この中には貢租分と地主取得分が含まれている。米の生産額は増大しており検地石高をはるかに上廻つていったから、生産者たる小作人の手許にも徵収された後の余剩米が残つたわけであるが、地主の手許にも領主への貢租差引後の徳米が残らねばならなかつた。享和元年に、石高二百十二石の土地から散田米二百九十三石の取立を行へば、仮りに石高の七割平均の年貢米とみて百四十七石ほどを差引いても、手許には百四十六石ほど余剩米が残ることとなり、地主の収益は年貢米徵収高と匹敵するものであることが知られる。ここに小作料収入に依存する寄生地主が成立した基礎条件があつた。

次に上石村の天保十一年（一八四〇）の宗門人別改帳を分析してみると、当時同村庄屋の左衛門は大庄屋も兼帶しているが、石高百二十八石余を所持している。家族としては六十四歳の父、四十一歳の本人、三十歳の妻、十二歳と六歳の娘二人のほかに、抱奉公人四十歳一人、下男四人、下女二人、牛一匹という構成である。

これは地主手作経営部分も若干含まれていたことを示している。しかし、同村内の為治、佐助、佐吉、和助、休平、太吉、仁平の七名の水呑が左衛門の借地人であり、右の佐吉以下の五人は全く無高である。そしてこの七名の水呑は地主たる左衛門の小作人としてその家族と共に左衛門の所持する農地の小作労働に従事していた。

表25 上石村、天保十一年（一八四〇）宗門人別改帳より作成家族構成表（上石、上坂文書より作成）

No.	世帯主名	石高	家族数	家族構成（続柄、数え年年齢）
1 左衛門	41歳	一二八・三一五	一二	妻31 娘12 娘6 父64 抱40 下男四、下女二、牛一、庄屋

第十一章 近世の農業の展開

23 22 21 20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2

与四郎	ひさ千代	長樂寺	儀兵衛	五郎太夫	五三郎	与助	勝治	常助	忠兵衛	儀七	甚八	与右衛門	儀助	仲兵衛	惣兵衛	定治	利兵衛	佐市郎	六郎治	
55	34	41	27	77	23	54	37	50	33	31	42	60	36	45	73	44	28	61	61	71

長樂寺	二	四	○	○	○	○	○	一	一	一	一	二	三	三	五	六	七	九	三九
・借	二	四	三	四	四	四	六	七	九	二	三	四	三	二	三	一	一	九	三九
二地五	五	七	四	三	四	六	七	六	五	三	五	八	〇	三	一	一	六	七	二四
七	五	六	七	七	一	五	〇	八	〇	二	六	五	八	三	一	一	一	四	一
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一

七 一 四 六 三 三 四 六 二 五 二 二 七 五 五 四 四 五 五 七 五 九

妻 43	娘 17	住 23	弟 45	悴 45	母 55	妻 49	妻 25	妻 34	母 55	母 38	妻 48	妻 28	妻 43	悴 34	妻 37	妻 29	妻 57	娘 30	悴 35
悴 20	悴 15	母 64	弟 28	悴 22	抱 19	悴 10			娘 14	悴 22	娘 4	悴 13	悴 25	娘 9	娘 3	悴 41	悴 27	悴 30	
悴 18	母 73	子 12		妹 18	悴 16	悴 5			悴 11	娘 18	弟 26	悴 7	悴 26	悴 5	弟 21	悴 22	悴 38	悴 27	
娘 15		隱居 51		娘 13		母 71			娘 8	娘 16	母 67				下男 60	下男 1	悴 19	下男三、下女二、	
娘 12		隱居 22	弟子	悴 7					悴 5							孫女 9、孫女 7			
娘 5									父 78										

下男二

牛 一	牛 一	牛 一、百姓代
年寄		

第三部 近世

右の上石村の左衛門の例のほか、慶応四年（一八六八）の松岡村の長百姓、与右衛門も小作地經營を嘗んでいた。その所持石高は二十二石余であるが、村内に久次郎、初次、与三右衛門、久右衛門、長兵衛の五人

の無高の水呑を借地人として抱えている。零細な百姓が極めて多く、村全体に地主小作関係が広汎に成立していることは明かである。

表26
松岡村、慶応四年（一八六八）宗門人別御改帳より作成家族構成表

世帯主名

石高

人別御
家族数

構成表 家族構成（続柄、数え年年齢）

牛一、長百姓

第三部 近世

家数合計 三八	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18
元助	長兵衛	久右衛門	与三左衛門	初次	久次郎	きむ	弥吉	弥助	きち	みな	ゆう	忠七	五郎治	みよ	小兵衛	久三郎	儀右衛門	新五郎	与三右衛門	安平	
50	70	51	44	32	67	49	53	50	70	40	52	63	24	55	32	78	35	·	50	37	
			45																		

吉郎兵衛より借地	与右衛門より借地	与右衛門より借地	与右衛門より借地	無高	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				○	·	○	·	○	·	○	·	○	·	○	·	○	·	○	·	○
				三〇	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

四五五三七二二五二二三二四五一五三四六六四

妻	悴	妻	悴	妻	母	娘	妻	悴	悴	娘	娘	悴	悴	悴	妻	悴	弟	妻	妻
53	37	43	10	40	65	30	47	21	21	35	16	20	32	25	28	44	33	42	36
悴	悴	悴	娘	娘				悴		娘		悴	娘	娘	母	母	弟	悴	悴
15	23	23	7	19				20		30		17	24	22	70	41	29	18	12
妻	妻	妻																	
31																			
娘	娘	娘																	
10	19	15																	
孫男																			
8																			
娘	娘	娘																	
14	14	8																	
孫女																			
4																			
母																			
65																			

牛一

牛一

牛一

つぎに藤井村の明治二年（一八六九）の宗門人別改帳を分析した家族構成表も、併せてかかげておくことにする。庄屋の平三郎は三十七石余の石高を所持している。零細農家が極めて多く、階層分化が顕著である。これらの農民相互間に地主小作関係が成立し、更に親方子方関係が広汎に成立したのであつた。

第三部 近世

31 30 29 28 27 26 25 24 23 22 21 20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10

喜平	初治	佐次郎	重平	友三郎	伊之助	文次	吉平	久平	儀三郎	又三郎	惣平	与三治	熊太郎	市平	長三郎	くま	由助	治助	武平	三郎	兵衛
45	28	55	39	36	45	53	36	46	64	43	38	64	48	38	30	52	50	49	40	31	

二·八二〇
二·六四〇
二·一三〇
二·〇一〇
一·四三〇
一·三一〇
〇·八〇〇
〇·六三〇
〇·四六〇
〇·四五〇
〇·四二〇
〇·四〇〇
〇·三七〇
〇·二三〇
〇·一八〇
〇·一六〇
〇·一三〇
〇·〇八〇
〇·〇六〇

三六五六六五六二二三九六五八一六二三四四六四

妻38 妻21 妻24 妻22 妻37 妻39 妻51 妻36 妻17 妻31 妻40 妻28 妻61 妻47 妻43 妻32 妻26 妻25 妻45 妻31 妻38 妻31 弟28

娘 悚 悚 悚 悚 悚 娘 娘 叔父 悚 悚 悚 悚 悚 悚
18 3 13 2 10 24 20 19 12 30 30 22 4 21 22 14 16 54

兄 悅 弟 娘 悅 娘	9 25 26 20 2	娘 20 娘 2
32 10 35 8 8 17	15	6
	梓	祖母 82

父娘弟娘娘娘娘娘娘娘妹妹

70 18 26 5 20 15 悸 5 21 6 6 23 2
4

母₃₃ 母₃₃ 娘₁₉ 娘₂ 娘₂₂ 娘₆₁ 悴₁₂ 母₁₂

62 63 2 12 娘 2 23 妻 61 12
17 17

娘 姨 婆

娘 17 娘 15
12

娘 娘

娘 9 15 娘 12

娘 7 娘 8

娘
3

母
77

家数合計	39	38	37	36	35	34	33	32							
人數合計	庵	きく	佐助	亀三郎	重三郎	つる	与七	龜三郎	重三郎	無高	無高	無高	無高	○・〇六〇	
牛數合計	56	29	25	29	61	47	42	56	29	無高	無高	無高	無高		
一 人	二〇一	(男一〇〇、女一〇一)													
二 人															
三 人															
四 人															
五 人															
六 人															
七 人															
八 人															
九 人															
十 人															
十一人															
計	三八														

親方子方の分布状態

但馬地方には、親方子方制度が極めて濃厚に存在していた。この制度は、東北地方旧南部藩の名子制度、信州伊郡地方の被官制度などと共通するものであつて、濃厚な身分関係を伴い、親方たる地主に対する無償労働を提供する賦役貢納関係が緊密に結ばれている。

この種の制度は、近世初頭太閤検地以降の近世農村社会の成立期に、わが国の非常に広汎な地方で存在す

るに至った制度であるといわれており、但馬から鳥取島根両県へかけての山陰地方には、東北地方と共に親方子方制度は比較的強く残っていたとされているが、但馬地方の親方子方制度の実態については、京都大学人文科学研究所の天野元之助、杉之原寿一両氏による研究報告（京大人文調査報告、第一〇号）が昭和二十八年に出され、更に神美村誌において神美村の例がまとめられている。

わが日高町史の編集に当つて、全町の六地区、即ち国府地区、八代地区、日高地区、三方地区、西気地区、清滝地区の全地域にわたつて、過去において親方子方関係を有していたと認められる百三十八名の旧地主に対してアンケート調査を実施した。その結果、五十二名からは回答が得られなかつたが、八十六名から回答がよせられた。これらの回答の中で、江戸時代における親方子方制度を直接明らかにできる資料を含むものは殆んどなく、江戸時代における子方人数を正確に掌握しているケースも殆んどない。

しかし、農地改革当時（昭和二十二年前後）における子方の人数は、幕末期までに成立した子方が世襲で継続してきたものが主体となつてゐると認められ、従つて、江戸時代における子方の数は、明治以降において親方離れをした子方の存在を考えると、農地改革当時の子方の数よりむしろ多かつたと一般に認めてよいから、江戸時代における親方子方制度を解明する出発点として、ここに右アンケートの回答者の全員の名簿をかかげ、これらの親方地主が農地改革当時に所有していた農地面積と、小作人數、子方人數、ならびに過去にさかのぼつて確認しうるアンケートにもとづく最多子方人數の申告数についての一覧表を作成してのせておくこととした。

これらの八十六名の親方地主の中で、過去において子方が十名以上いたという親方は、知見の垣谷寛五郎

家の江戸中期の子方数四、五十人を筆頭にして三十三名おり、子方が一名も九名いたという親方は五十三名である。未回答者もすべて親方子方関係を有していたことは確実であるから、それぞれの階層別に所属する親方の実在の数字は更に増加するわけである。

表28 親方地主名簿、その一（子方一〇名以上）

12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	No.	村名	親方名	江戸期	子方数	明治期	農地改革期	所有農地面積	小作人數
宵	八	上	上	上	野々	府	中	中	上	上	松	12	田代石石庄	太中坂植彦長木赤理左衛門	江戸期	子方数	明治期	農地改革期	所有農地面積	小作人數
田	代	石	石	庄	新	新	郷	郷	郷	郷	岡	11	田中新郷	坂六郎	坂六郎	子方数	明治期	農地改革期	所有農地面積	小作人數
田	孫	左	左	衛門	哲	治	章	昂	理	左	家	10	完治門	左衛門	彦澤	赤木	古橋	北中見本	二・五町	一
末	期	不	明	一	八	不	明	一	〇	一	不	九	期	不	明	一	〇	二・五町	一	
一	一	五	四	〇	一	一	〇	〇	一	一	一	一	五	一	一	一	一	一	一	
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一													
一一	六	二	〇	〇	〇	六	三	〇	五	〇	一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	
三	一	四	一	一	一	一	一	〇	五	三	二	一	一	一	一	一	一	一	一	
六	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	一	一	一	一	一	一	一	一	
二	〇	三	五	一	七	不	三	〇	六	三	二	〇	五	不	明	一	〇	一	一	

第三部 近世

20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1																		No.	表 29
多山山夏八八八八猪猪猪猪竹西野府土土 田本本栗代代代代爪爪爪爪貫芝庄居 谷本本栗代代代代爪爪爪爪貫芝庄居																		村 名	親方地主名簿、その二（子方九名）一名
河井小岡井田三杉吉吉藤藤上西木西 本垣谷本中好三岡村谷谷本本倉村木村 市弥寿健東徳三郎甚治楨新忠郎得行 右市一次重太郎右太菊兵治成太郎 衛門郎利勇郎衛門平衛郎衛毅郎雄市一雄																		親 方 名	
末期	中期	末期	江戸期	子	明治期	方	農地改革期	数	所有農地面積	農地改革期									
不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	四	六	五	五	五	五	一	一	一
四	三	八	八								江戸期	子	明治期	方	農地改革期	数	所有農地面積	農地改革期	
五		二	二								江戸期	子	明治期	方	農地改革期	数	所有農地面積	農地改革期	
五	二	三	一	二	一	四	〇	二	六	〇	一	一	八	四	四	一	二	七	五
一	一	一	一	二	一	一	一	一	一	七	四	一	〇	五	三	一	一	一	一
五	六	三	三	二	二	八	六	七	九	六	四	四	四	四	四	四	四	四	四
町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町
五	二	六	一	六	三		五	三	一	〇	九	二	八	三	一	四	一	一	一
五	二	六	一	六	三		五	三	一	〇	九	二	八	三	一	四	一	一	一

第三部 近世

44 43 42 41 40 39 38 37 36 35 34 33 32 31 30 29 28 27 26 25 24 23 22 21

伊日籠佐佐知知觀音寺福置田垣見見田川境戸垣宮井本宮田田尻尻口川尻尻の荒田庄頃十石山山柄太太

和小前安安大西吉和隆井北山中水国谷谷谷小福戸宮
田山田岡田村田田上村本島田谷垣垣久田垣
邦久貫正貫義藤新孝仁信治英
一男彰通一雄勉一実寺次譲雄作巖明宗一全勲雄助夫

大正

六七三六

五八四

七 五六四八八四

二二三四五八八三四三六九三五五六三五三二〇六三三

一・八町
五・三町
二・二町
四・二町
四・一町
六・二町
一・二町
四・二町
一・二町
二・二町
二・五町
二・七町
二・三町
一・三町

四〇八六五五三五四五五九七八八六二〇九一七一〇四

親方子方制度の起源は中世的遺制にさかのぼることができるが、江戸時代の農村社会の発展の中で生れた地主小作関係を最大の基礎としている。この近世的起源をもつ親方子方関係は、幕末までにでき上っており、世襲の譜代子方の形態をとった。親方層は、例外なく大庄屋、庄屋、百姓代、組頭などの村役人層の本百姓であり、地主層に成長した階層である。その中には酒造業に進出した者や、金融業（札場）に進出した者なども含んでいた。出石藩の地方知行制度（第九章第三節参照）が親方子方関係の成立と関連があることを示す資料もある。

親方子方制度は、昭和二十年の太平洋戦争の敗戦の後に実施された占領政策の農地改革の時期を経て急速に解体し消滅してゆくのであるが、それまでは非常に根強く残っていた。当初の計画では本章においてその成立と発展の歴史をできるだけくわしく調べて紹介する考えであったが、なお十分まとまっていないので、下巻においてあらためて取上げることとして、以下ここでは割愛することとする。